

品質管理システム概要書（2022年 4月1日現在）

監査事務所名 栄監査法人
代表者名 横井 陽子

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当法人は、監査の品質管理に関する方針と手続に関する規程「監査の品質管理規程」（以下品質管理規程という）を定め、品質管理担当責任者は、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負います。

社員会は、監査業務の品質を重視する風土を醸成するために、当法人の品質管理に関する方針及び手続、職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して業務を実施すること、及び状況に応じた監査報告書を発行することを強調する行動とメッセージを明確に一貫して繰り返し示します。また、社員会は、監査業務の品質が保持されなければならないという要求事項が優先されるということを認識し、監査責任者は、実施する監査業務の全体的な品質を合理的に確保するために、当法人が定める品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負い、統括代表社員は品質管理に関する最終的な責任を負います。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスクに留意して品質管理に関する適切な方針及び手続を整備し運用しております。また、不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者としております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当法人は、当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため「誠実性の原則」「公平性の原則」「職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則」「守秘義務の原則」「職業的専門家としての行動の原則」の基本原則を定め、専門要員がこれを遵守して監査を実施しています。

監査責任者は職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに、専門要員がこれを遵守していることを確かめることとし、これに対する違反を識別した場合、品質管理部長もしくは監査事務所外の適切な者への専門的な見解の問合せを行うなどの適切な対応をとることとしています。

(2) 独立性

当法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理規則に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、独立性を保持するための方針及び手続並びに独立性に対する阻害要因に対して適切な対応をとるための方針及び手続を「品質管理規程」に規定し運用しています。その中で当法人及び専門要員が、職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守していることを確認するため毎年6月に「監査人の独立性チェックリスト」により利害関係の有無を調査することとしております。

また、当法人及び社員等の報酬依存度の規定、社員の競業禁止規定を整備し運用しています。

(3) ローテーションの方針及び更新

当法人は、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）及び主査（インチャージ）並びに担当者（チームメンバー）の長期間の関与に関して、方針及び手続を「監査業務の担当者の長期間の関与に関する方針及び手続」により定めております。

これらの方針及び手続は、公認会計士法及び日本公認会計士協会の倫理規則等に整合しております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を以下のように定めております。

当法人が業務を実施するための適性及び能力を有し、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること及び関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項が無いこと等を満たす場合にのみ、関与先との契約の新規の締結又は更新を行います。また関与先の誠実性の検討、当該業務を実施するための適性、能力及び人的資源の検討等の考慮すべき事項の方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め運用しています。

また、監査業務の契約条件の合意に当たっては、監査基準委員会報告書210「監査業務の契約条件の合意」に準拠しております。特別目的の財務諸表の監査の場合には監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査の場合には監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」を併せて適用しております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定めております。

不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価します。また、

新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討します。さらに不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、これらの手続が適切に行われていることを確かめます。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

監査業務を遂行するのに必要な適性及び能力を高める資質を備えた誠実な人材を選考するための方針及び手続を規定し、これに基づき専門要員の採用をしています。また、専門要員に要求される適性及び能力を維持し更新するとともに、これらが高める為に必要となる教育・訓練制度を構築して運用しています。

専門要員の評価、報酬及び昇進に関する方針及び手続は、専門要員が能力を高め維持すること及び職業倫理（独立性を含む。）を遵守することを正当に評価するよう規定しています。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

また、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練等を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがあります。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

監査業務の品質を合理的に確保するために、監査基準（日本公認会計士協会の監査基準委員会等の委員会報告及び研究報告等を含む。）に準拠した監査業務の実施に関する方針及び手続を定め、監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代、監査調書としての記録及び保存の方法等について「監査業務の実施に関する方針及び手続」として「監査の品質管理規程」に定め、これに基づき監査業務を実施しています。

特別目的の財務諸表の監査の場合には監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査の場合には監査基準委員会報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」を併せて適用しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲する責任を負います。

また、当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達しなければならず、監査責任者は当該事項の伝達が行われていることを確かめなければなりません。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、適切な専門的な見解の問い合わせをすることとしております。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討し、監査責任者は、監査チームがこれらの手続を適切に実施する責任を負います。

(3) 審査の方針及び手続

当法人は、審査を行う機構として審査部を設け、審査部が選任した審査担当者が審査を担当します。また、審査対象となる監査業務については、監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を対象とし、審査対象となる監査業務に関わらない審査担当者が実施しており、審査が完了した日以降を監査報告書日とすることが監査責任者に義務付けられています。

なお、監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が適用となる場合、監査報告書案が適切であるかどうかの検討をすることとしております。

また、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されていると当法人が判断した監査業務については審査を実施しないものとしております。この場合、当法人は、審査を実施しない監査業務に関して、監査意見が適切に形成されていることを確認するため、監査責任者に、意見表明前に自己点検を実施させ、文書化させるものとしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審査担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならないこととしております。

不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分か

つ適切な経験や職位等の資格を有する審査担当者を選任します。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任するか、社員会で審査を実施することとしており、さらに監査責任者は、当法人の定める方針及び手続に従って審査担当者が選任されていることを確かめなければならないとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合に関する方針と手続を規定し、早い段階で監査上の相違を識別し解決するための手順を明確にしています。監査報告書は、監査上の判断の相違の解決後発行しています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書の品質を管理するための方針及び手続を規定しております。主な内容は以下のとおりです。

- ① 監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定めています。
- ② 監査調書の管理に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するための方針及び手続を定めています。
- ③ 監査調書の保存及び廃棄に関する方針及び手続を定めています。
- ④ 監査調書は、当法人の所有に属します。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人は、品質管理のシステムに関する方針及び手続が遵守され、適切かつ十分であるとともに有効に運用されていることを合理的に確保するために、日常的監視及び定期的な検証に関する方針及び手続を規定しています。

品質管理システムの日常的監視は、監査責任者が監査チームの構成員に対し監査業務のなかで行います。日常的監視には、インサイダー取引規制等の関連する法令の遵守や、セキュリティ・ポリシーに基づく監査事務所内の情報セキュリティ運用体制が適切に遵守されているかについてのモニタリングなどについて規定しています。また、監査業務の定期的な検証は期末監査終了後に実施されますが、その担当者はその監査業務の実施及び審査に関与しない者としています。

【不正リスクへの対応】

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務におけ

る不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、所定の項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理担当責任者は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、監査責任者及び審査部並びに他の適切なものに対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達します。また、品質管理担当責任者は、少なくとも年に一度、品質管理のシステムの監査の結果を、監査責任者及び社員会に伝達します。

さらに、伝達の内容には、発見された事実の具体的状態と、必要とされる是正措置とその実施時期を明示し、監査責任者等は、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施することとしております。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人は、不服と疑義の申立てに関して、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めおり、受付担当責任者を選任しております。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定めております。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について、監査業務の引継が適切に行われるための方針及び手続を定めています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告し、また、監査責任者は、監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならないこととしております。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を「品質管理規程」に定めております。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及

び手続

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。